

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成30年3月23日

京都市長 門川 大作

1 許可年月日及び許可番号

平成28年4月21日 第4442号

平成28年8月16日 変第1931号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市右京区嵯峨天龍寺若宮町25番1, 25番3, 25番4, 25番6, 25番7
及び29番9

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区西心齋橋二丁目2番3号

株式会社 大京 大阪支店

執行役支店長 世利 幸仁

(都市計画局都市景観部開発指導課)